

米の消費量が減少していく中で

過剰作付けにならないよう  
「**作付参考値**」を踏まえながら  
計画的な生産に取り組みましょう!

米の年間一人あたり消費量(農水省)



**減少**



**S37:118kg/年**

**H27:55kg/年**

30年産から、行政による生産数量目標の配分が無くなりますが、「**主食用米の作付参考値(面積)**」を提示します。

地域の作物振興の指針となる「**水田フル活用ビジョン**」を作成し、作物ごとの取組方針をお知らせします。  
また、水田を活用できる作物の需要情報について、適宜お伝えします。



需要のある**加工・業務用野菜**への**転換**や、**麦・大豆**の**生産拡大**の取組を推進します。



消費量に合わせた米づくりを進めましょう

# 30年産からの米政策の見直しとは？

Q1

行政による生産数量目標の配分がなくなるということは、自由に作付けして良いということですか？



米の消費量は依然として減少していますので、生産数量目標の配分がなくなったからといって、生産者が**自由に主食用米を生産すると、主食用米の価格は下がり**、結果的に**生産者の所得低下**につながります。

Q2

「主食用米の作付参考値(面積)」とは、どのようなものですか？



これまで作付の基準とされてきた「生産数量目標の配分」がなくなることで関係者に混乱が生じないように、**県産米の需要に見合った作付面積として算出したもの**が今回の「作付参考値」です。

作付面積を検討するに当たっては、「作付参考値」を踏まえながら、集荷業者や団体、販売先とよく相談してください。

Q3

米づくりは今後どうすればいいのですか？



家庭用・業務用にかかわらず特定の産地・銘柄の米に対するニーズが高まっており、**これまで以上に「多様な用途に応じた米づくり」が求められます。**

また、水田の活用と農家所得の向上を図る上で、近年需要が高まっている**加工・業務向けの野菜づくりに取り組むことが有効**であることから、今後、関係機関が連携して水田における露地野菜産地づくりを支援することとしています。

Q4

野菜では収入が不安定になると思いますが、稲・麦・大豆のナラシ対策のようなものはありますか？



既存の野菜価格安定制度のほかに、30年度から新たに価格低下なども含めた**経営全体の収入減少を補償する「収入保険制度」の加入申請が始まります**ので、ぜひ、積極的な加入をご検討ください。

詳しくはお近くのNOSAI団体までお問い合わせください。



お問い合わせは県農業再生協議会事務局まで  
(JA栃木中央会農業くらし推進部内: TEL 028-616-8531)  
(栃木県生産振興課内: TEL 028-623-2279)

